第二十四条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に、「ついている」を「就いている」に改め、同条第五号中「ふれる」を「触れる」に改め、同条第六号中「心身の故障により」を「次のイ又はロのいずれかに該当し、」に、「適正を欠く虞」を「その適正を欠くおそれ」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身に故障があるとき。

ロ　第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

第二十四条第七号中「虞があり、」を「おそれがある者」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」の下に「イに係る部分に限る。」を加える。

第二十六条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第四号中「第九号までの一に」を「第十号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十三条第五項中「第百五十一条」の下に「（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第三十七条の二　税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第四十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「一年」を「二年」に改める。

第四十五条中「一年」を「二年」に改める。

第四十八条の十六中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第四十八条の二十第一項中「一年」を「二年」に改める。

第四十九条の二第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十七条の二（第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十九条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第六十三条中「第五十九条第一項第三号」を「第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十二条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）」を「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）　第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）」に改める。

第二条第六号中「場所」の下に「。第十三号において同じ。」を加え、同条第十一号を同条第十八号とし、同条第七号から第十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の七号を加える。

七　金融商品取引業者等　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（国外においてこれらの者と同種類の業務を行う者を含む。）をいう。

八　有価証券　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

九　国内証券口座　金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

十　国外証券口座　金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

十一　国外証券移管　金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

十二　国外証券受入れ　金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいう。

十三　本人証券口座　本人の名義で開設されている国内証券口座で、その国内証券口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所を確認しているものをいう。

第三条第一項中「及び次条第一項」を「から第四条の三第一項まで」に改める。

第四条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は前項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

（国外証券移管等をする者の告知書の提出等）

第四条の二　金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外証券移管又は国外証券受入れ（以下「国外証券移管等」という。）がそれぞれ特定移管又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2　前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいう。

一　その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされている有価証券についてされる国外証券移管

二　その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

3　第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。